令和6年度志摩市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につい て

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、令和6年度志摩市下水道事業会計未処分利益剰余金57,032,824円のうち、企業債償還のために取崩した減債積立金26,565,728円及び補てん財源として使用した当年度利益剰余金処分額17,000,000円を、処分後資本金へ組入れ、残りの13,467,096円を減債積立金に積立てる。また、併せて、同法第30条第4項の規定により、令和6年度志摩市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日 提 出 志摩市長 橋 爪 政 吉